

平成 27 年度第 1 回
こども子育て支援会議
教育・保育部会資料

こども子育て支援会議 認可・確認部会

1 平成 26 年度開催状況

(1) 第 1 回 平成 26 年 12 月 10 日 (水)

部会長の選出、部会運営規定、今後の部会における検討方法等について (個別審査等なし)

(2) 第 2 回 平成 27 年 1 月 29 日 (木)

平成 27 年 4 月 1 日付けの認可・確認申請について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

① 幼保連携型認定こども園の認可申請 16 件について審査検討。全件を了承。

② 地域型保育事業の確認申請 96 件について審査検討。全件を了承。

(注) 本部会開催後、1 件の認可・確認申請の取下げがあった。

(3) 第 3 回 平成 27 年 3 月 19 日 (木)

新制度対象施設・事業所の利用定員等について報告。

平成 27 年 4 月 1 日付けの確認申請について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

① 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の確認申請 26 件について審査検討。全件を了承。

② 保育所の確認申請 21 件について審査検討。全件を了承。

〈参考〉

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会について

(役割) 保育所及び家庭的保育事業等 (地域型保育事業) の認可に際して意見を述べる。

(平成 26 年度開催状況)

◆ 第 1 回 平成 26 年 12 月 9 日 (火)

部会長選出、部会運営規定、今後の部会における検討方法等について

(個別審査なし)

◆ 第 2 回 平成 27 年 1 月 28 日 (水)

本市が認可しようとする家庭的保育事業等 (地域型保育事業) 96 件について審査検討。

うち 3 件について、申請者の経済的基盤に関して、市として再度十分な審査が必要との意見。

⇒この意見を踏まえ、本市として再度審査等を行い、平成 27 年 4 月認可は 94 件。

◆ 第 3 回 平成 27 年 3 月 9 日 (月)

平成 27 年 4 月 1 日付けの保育所の認可申請 21 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。

全件了承。

2 平成 27 年度開催状況 (第 1 部会)

(1) 全体会 平成 27 年 4 月 10 日 (金)

選定を行うための小委員会の設置等について (個別審査等なし)

(2) 第 1 回 平成 27 年 7 月 23 日 (木)

平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所確認申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。了承。

〈参考〉

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会

(平成 27 年度開催状況)

◆ 全体会 平成 27 年 5 月 15 日 (金)

公募案件の概要説明、小会議の設置等について (個別審査等なし)

◆ 第 1 回 平成 27 年 7 月 17 日 (金)

平成 27 年 8 月 1 日付けの保育所認可申請 1 件について、法に基づく合議体意見聴取を実施。了承。

3 「こども・子育て支援会議 運営要綱」改定

○ 平成 27 年 4 月 10 日開催の認可・確認部会全体会等において、以下の点について了承いただいた。

- ・ 選定も所掌事務として位置づける。
- ・ 現在の 6 委員のほか 4 委員に当部会委員として委嘱
- ・ 小委員会方式で選定を実施

○ その後、保育事業認可部会が、選定について部会方式としたことから、本部会も選定について小委員会方式を変更して部会方式とすることを盛り込むことを目的に「こども・子育て支援会議 運営要綱」(別紙)を改定。

〈参考〉

社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可部会 (保育所、小規模保育事業等の認可に関する意見聴取) も本部会と同様、部会に選定事務を追加し、第 1～第 9 部会を設置した。

こども・子育て支援会議 運営要綱（改正前）

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	① 子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ② 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事

こども・子育て支援会議 運営要綱【改正後】

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	① 子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ② 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事
第1部会	上記①、及び②の所掌事務のうち幼保連携型認定こども園の認可等に関する意見聴取に関する事
第2部会	上記②の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事
第3部会	上記②の所掌事務のうち、幼保連携型認定こども園の認可等に関し、設置・運営法人の選定に関する事